

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	居住安定援助賃貸住宅事業の認定	
根拠法令・条項	住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関する法律	
所 管 課	住 宅 部	住宅施策推進 課
審 査 基 準	住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関する法律（平成19年法律第112号）第41条の定めによる。	
標準処理期間	標準処理期間	—
	標準処理期間を設定できない理由	申請計画ごとに事業者、サービスの内容、住宅の規模・構造等の内容についてばらつきが大きいため、標準処理期間を設定することが困難である。